別表三の一付表一の表中

連結所得金額（別表四の二「56の①」）	を	連結所得金額（別表四の二「54の①」）	に、
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（別表四の二「７」）	を	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（別表四の二「34」）	に改める。

別表三の一付表二の表中

個別留保所得金額（別表四の二付表「56の②」）	を	個別留保所得金額（別表四の二付表「54の②」）	に、
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	を	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額		連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額か	

別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額	を	別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額	に、
連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)＋(25)－(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「10」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十八)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十三)「25」－別表六の二(二十四)「９」）			
連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (24)＋(25)－(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(四)付表「13」－別表六の二(五)付表「８」－別表六の二(六)付表「６」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「10」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十四)「11」－別表六の二(十五)「11」－(別表六の二(十六)付表三「１」＋「17」＋「21」)－別表六の二(十八)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十一)付表「６」－別表六の二(二十二)「16」－別表六の二(二十三)「25」－別表六の二(二十四)「９」）			
住民税額 (24)又は(26)又は(27)のいずれか多い金額)×16.3％			

額及び分配時調整外国税相当額の並びに(19)がないものとした場合の地方法人税の減少額として帰せら	を	別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額	に、
額及び分配時調整外国税相当額の並びに(19)がないものとした場合の地方法人税の負担額として帰せられ分配時調整外国税相当額の個別除した金額			